

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県さいたま市見沼区御町二丁目57番地1

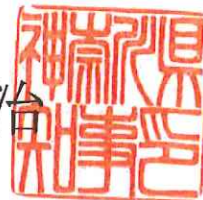
氏名 埼玉総業株式会社

代表取締役 唐澤 明彦

法人にあっては名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 平成30年9月18日  
(初回許可年月日 平成30年9月18日)  
許可の有効年月日 令和5年9月17日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年4月25日 変更届出（変更前：渡邊 明彦、変更後：唐澤 明彦）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

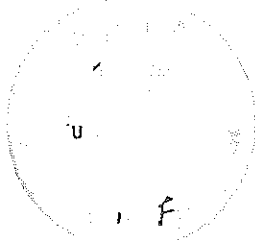
備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 5年 7月10日

神奈川県知事 殿



申請者 〒 337-0004  
 住 所 埼玉県さいたま市見沼区卸町二丁目 57 番地 1  
 氏 名 埼玉総業 株式会社  
 代表取締役 唐澤 明彦  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048 ( 680 ) 2111  
 ファクシミリ 048 ( 687 ) 6200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>取り扱う産業廃棄物の種類  詳細は別表のとおり。  積替・保管 なし</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 埼玉県さいたま市見沼区卸町二丁目57番地1 電話番号 048 ( 680 ) 2111  事業場  電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>事業計画書のとおり (収集運搬車両合計 5台、運搬容器 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無)</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>更新許可申請を受理しました。                  現許可の有効期間の満了後も、本更新申請に対する処分がなされるまでは、現許可は引き続きその効力を有します。                  (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第4項又は第14条の4第3項又は第14条の4第8項)                  該当あり                  神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課                  令和 5年 7月 11日</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(日本工業規格 A列4番)